

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 7月31日

大阪地方裁判所堺支部執行係

裁判所書記官 皿 海 光 歩

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 8月19日から 令和 8年 8月27日まで
開札期日	日 時 令和 8年 9月 3日 午前10時00分 場 所 大阪地方裁判所堺支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 9月17日 午前10時00分 場 所 大阪地方裁判所堺支部執行係
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 7月31日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 入札期間の最終日の受付は午後5時までです。	



516

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	12,920,000 10,336,000	一括	2,584,000	87,126	25,268
1	5,400,000				
2	7,520,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 堺市北区百舌鳥梅町三丁 |
| | 地 番 | 26番16 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 94.85平方メートル |
| 2 | 所 在 | 堺市北区百舌鳥梅町三丁26番地16 |
| | 家屋 番号 | 26番16の2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木・鉄筋コンクリート造スレート葺3階建 |
| | 床 面 積 | 1階 48.02平方メートル
2階 49.35平方メートル
3階 49.14平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 6月 1日

大阪地方裁判所堺支部執行係

裁判所書記官 皿 海 光 歩

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 堺市北区百舌鳥梅町三丁 |
| | 地 番 | 26番16 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 94.85平方メートル |
| 2 | 所 在 | 堺市北区百舌鳥梅町三丁26番地16 |
| | 家屋 番号 | 26番16の2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木・鉄筋コンクリート造スレート葺3階建 |
| | 床 面 積 | 1階 48.02平方メートル
2階 49.35平方メートル
3階 49.14平方メートル |



令和 7年(ケ)第 163号
令和 8年 3月 3日受理
令和 年 月 日提出
8.3.23

現況調査報告書

大阪地方裁判所堺支部

執行官 峯 畑 仁 彰

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 堺市北区百舌鳥梅町三丁 |
| | 地 番 | 26番16 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 94.85平方メートル |
| 2 | 所 在 | 堺市北区百舌鳥梅町三丁26番地16 |
| | 家屋 番号 | 26番16の2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木・鉄筋コンクリート造スレート葺3階建 |
| | 床 面 積 | 1階 48.02平方メートル
2階 49.35平方メートル
3階 49.14平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	堺市北区百舌鳥梅町3丁26番地16		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居（空き家）として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日 }		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

1 表札等の表示

- (1) 表札の表示 Aの氏（ローマ字）
- (2) 郵便受けの表示 なし

2 目的土地の現況について

- (1) 目的土地を適宜概測したところ、形状は概ね建物図面（各階平面図）のとおりであると思われるが、境界標を確認することが出来なかったことから、正確には専門家による測量を要する。
- (2) 目的土地は目的建物の敷地となっている。
- (3) 目的土地の接面道路は、建築基準法上の道路である。

3 目的建物の現況について

- (1) 目的建物の形状は、概ね間取図（概略）のとおりであると思われる。
- (2) 目的建物内部の状況は別紙添付写真のとおり。
- (3) 目的建物内には、テレビ等の家財道具、日常生活用品等の動産が存在するが、以下の理由で空き家と思料される。

ア Aの親族の、目的建物には一年以上の間、誰も住んでいない旨の陳述の存在
イ 電気メーターが無計量であること

- (4) 目的建物3階の天井と壁にはひび割れが存在した。
- (5) 目的建物は経年相当の劣化、損耗が認められる。

4 その他の現況について

管轄法務局で調査したところ、目的土地には家屋番号26番16の2以外の建物は存在しなかった。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3枚目)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■ Aの子	1 目的建物には現在、誰も住んでいません。 2 目的土地に駐車している軽自動車の名義はAです。
■ Aの兄弟	1 目的建物には、1年以上の間、誰も住んでいません。 2 私は目的建物に住んでいた時期はないので、目的建物の不具合について詳細には知りませんが、不具合があるとAから聞いたことはありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

目的物件の占有関係

関係人の陳述及び立入調査の結果から、目的建物は所有者が、住居（空き家）として使用、占有しているものと認める。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年3月4日 16:50ー17:05	物件所在地	物件及び占有確認、照会文書投函
8年3月5日 11:30ー11:40	堺市税事務所	課税台帳調査
8年3月5日 16:30ー16:40	大阪法務局堺支局	公図等調査
8年3月6日 13:58ー14:03	執行官室	電話照会（Aの子から入電）
8年3月11日 17:04ー17:06	執行官室	電話照会（Aの子に架電）
8年3月13日 11:35ー11:45	堺市役所	道路等調査
8年3月16日 14:30ー15:20	物件所在地	立入調査（評価人帯同）、Aの兄弟と面談
8年3月18日 18:21ー18:23	執行官室	電話照会（Aの子に架電）
（特記事項） ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

A4判に縮小

533023 建物図面

堺市北区

4546番地建物図面 3726番地16

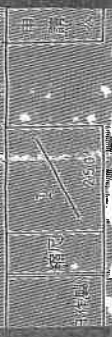
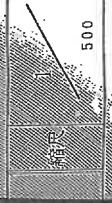
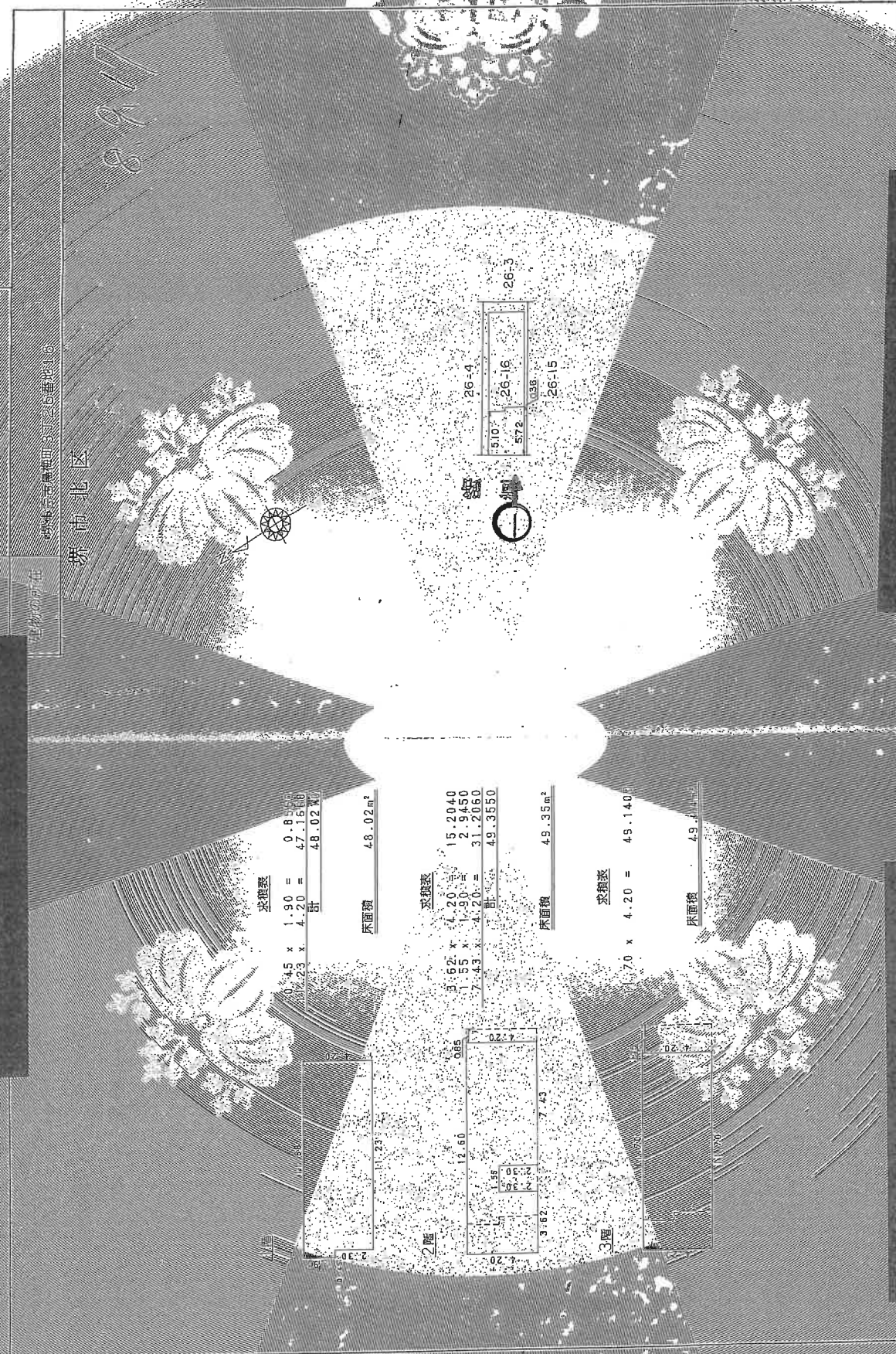
家屋番号

建物の所在

各階平面図

登記年月日 2023年03月01日

これは図面に記載されている土地の権利の登記簿に記載されている内容です。
令和7年11月4日 大阪府建設局



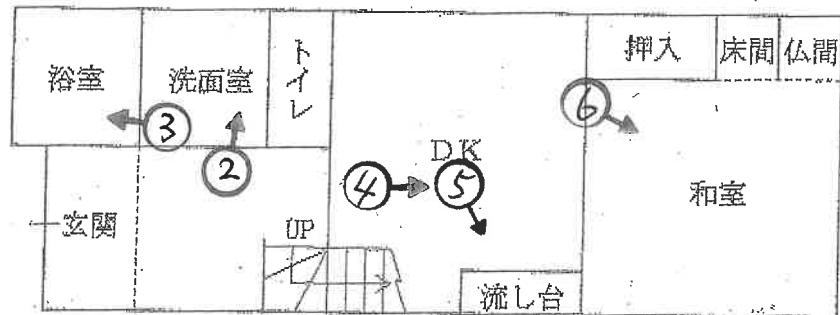
M67666

間取図 (概略)

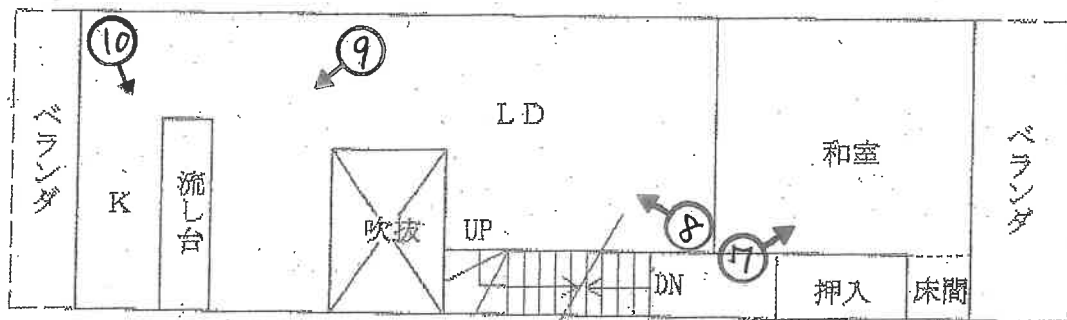
令和7年(ケ)第163号



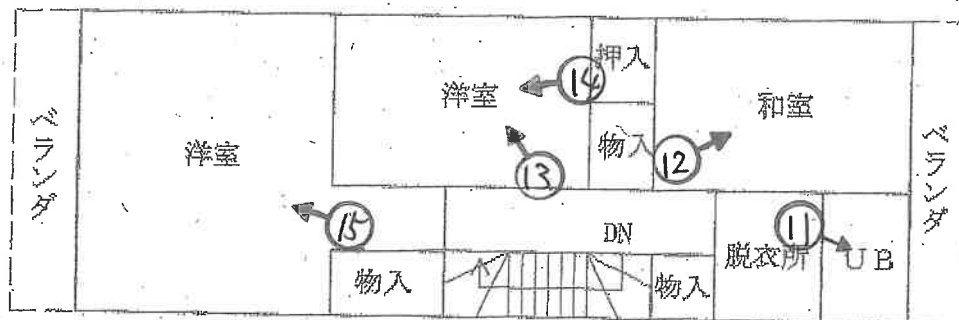
1階



2階



3階



① 目的建物



②



③



④



⑤



⑥



(// 枚目)

⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫



(14 枚目)

⑬



⑭ 壁と天井のひび割れ



(15 枚目)

⑮



(16 枚目)

令和7年（ケ）第163号
令和8年3月16日 現地調査
令和8年4月28日 評 価

大阪地方裁判所 堺支部 御中

評 価 書

(土地付建物)

評価人 不動産鑑定士

緒 方 正 弘

第1 評価額

一 括 価 格			
金 12, 920, 000 円			
内 訳 価 格			
物件 1	金	5,400,000	円
物件 2	金	7,520,000	円

- 1 一括価格は、物件1, 2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の要因(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	特記事項のとおり
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	特記事項のとおり
番 号	特 記 事 項		
1・2	・目的土地について、地積測量図等を参考に適宜概測したところ、その形状等は地積測量図と概ね一致したが、境界標を確認することができなかったことから、正確には専門家による測量等を要する。 ・建物図面と目的建物の形状等は概ね一致した。 ・平成23年12月1日から準防火地域に指定されたため、その構造から既存不適格建築物となる可能性を有する。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	大阪メトロ御堂筋線「なかもず」駅 南西方 道路距離 約750m (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	幹線道路背後に位置する戸建住宅のほか共同住宅・事業所等が混在する住宅地域。今後、格別の変動要因はないので、当分の間現状を維持するものと予測する。	
主な公法上の 規制等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない 一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域
	用 途 地 域	第2種中高層住居専用地域
	建 ぺ い 率	60%
	容 積 率	200%
	防 火 規 制	準防火地域
	その他の規制	第4種高度地区, 宅地造成等工事規制区域, 日影規制区域(4h/2.5h), 景観地区
画 地 条 件	規 模	94.85㎡
	形 状	略長方形であるが, 間口が狭く, 利用効率性にやや劣る。
	間 口 ・ 奥 行	間口約5.3m(北西側)・奥行約17.9m(北東側)
	高 低 差 等	ほぼ平坦
接面道路の状況	北 西 側	幅員約6m舗装市道(法42-1-1号道路)に概ね等高に接面。
	接 道 状 況	中間画地
土地の利用状況等	現 況	居宅の敷地
	南 東 側	共同住宅
	南 西 側	住宅
	北 東 側	住宅
	北 西 側	道路
供給処理施設	上 水 道	あり
	ガ ス 配 管	あり
	下 水 道	あり
	(注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、「施設管」という。)が通っており、通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

土壌汚染等	土壌汚染対策法等, 特定施設に係る公的資料調査, 土地の閉鎖登記簿, 昭和38年・同51年・平成元年の住宅地図の資料調査による限りにおいては, 土壌汚染の可能性は確認できなかったが, 目的土地の北西側道路の対面に事業所等の建物が存しており, 周辺土地からの「もらい汚染」等の土壌汚染の可能性を完全には否定できない。なお土壌汚染の有無, 内容について確実な情報を得るには, 土壌汚染調査会社による調査を要する。
特 記 事 項	・目的土地には, スチール物置(動産)等の動産類が存していた。 ・景観地区(古墳群周辺市街地景観形成地区)に存するため, 認定対象規模の建物の建築等を行う場合には, その計画が景観地区の制限内容に適合するものであることについて, 認定を受けねばならず, 認定証の交付を受けた後でなければ, 建築等の工事に着手することはできないと聴取した。買受にあたっては詳細を担当課にて確認されたい。

以下余白

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 等 耐 用 年 数 等	建築年月日 （登記記載）平成8年9月16日 新築 経過年数 約30 年 経済的残存耐用年数 約0 年	
仕 様	構 造 木・鉄筋コンクリート造 屋 根 スレート葺 外 壁 サイディングほか 内 壁 クロスほか 天 井 クロス・化粧板ほか 床 タタミ・フローリングほか 設 備 電気・ガス・給排水設備 そ の 他 特になし	
床面積（現況）	延 146.51㎡ 増築はなく、登記と現況数量は同じである。	
現 況 用 途 等	階 層 3階建 現 況 用 途 居 宅 間 取 り 5LDK+DK	
品 等	普通	
保守管理の状態	やや劣る	
建物の利用状況	現況調査報告書に記載の通り。	
特 記 事 項	・建築確認；済，完了検査；無 ・目的建物は木造と鉄筋コンクリート造の混構造となっている。 ・対象建物について，建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現地調査を行った結果，アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお，アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・設備等の稼働の状況を確認したものではない。 ・設備等の正確な所有関係やリース関係等是不詳である。 ・室内には家財道具・日用品等の動産類が多数存しており，損傷の程度を確認できなかった部分がある。 ・目的建物3階の天井と壁にはひび割れが存在しており，建具には汚損が多く見られるなど経年相応の老朽化・劣化が認められる。 ・流し台が1階と2階にあり，浴室・トイレが1階と3階（ただし，3階にはトイレ・洗面台・浴槽が一体となったユニットバスが設置されている。）にあるなど，二世帯向けの間取りとなっている。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1 (土 地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) オ(ア×イ×ウ×エ)
1	249,000	0.96	94.85	0.85	19,272,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 堺北-6

$$\begin{array}{ccccccccc} \text{公示価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 272,000 \text{ 円/㎡} & \times & 102 / 100 & \times & 100 / 103 & \times & 100 / 108 & \rightleftharpoons & 249,000 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

◇時点修正: 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正:	接面・方位	規模	形状	その他	総合(相乗積)
	1.03	1.00	1.00	1.00	1.03

接面・方位: 方位1.03

◇地域格差:	街路	接近	環境	行政	総合(相乗積)
	0.99	1.01	1.08	1.00	1.08

イ 個別格差:	接面・方位	規模	形状	その他	総合(相乗積)
	1.01	1.00	0.95	1.00	0.96

接面・方位: 方位1.01

形状: 間口狭小0.95

ウ 地 積: 登記数量による。

エ 建付減価: 建物の現状や建物と敷地との適応の状態等を考慮し、-15%が適切と判断した。

② 物件2（建 物）

目的建物の再調達原価を，建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め，これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて，建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) (千円未満四捨五入) エ(ア×イ×ウ)
2	250,000	146.51	0.04	1,465,000

ウ 現価率

経過年数 約30年

経済的残存耐用年数 約0年

観察減価 30%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し，現価率を査定した。

現価率＝{残価率5%＋(1-0.05)×経済的残存耐用年数0年／(経過年数30年＋経済的残存耐用年数0年)}×(1-0.3)≒0.04

※観察減価は，目的建物の現状や中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ(ア×イ)
1	19,272,000	0.55	法定地上権	10,600,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ[(ア+イ)×ウ×エ×オーカ]
1	19,272,000	-10,600,000		0.89	0.70		5,400,000
2	1,465,000	+10,600,000	1.00	0.89	0.70	0	7,520,000
一括価格 (合計)							12,920,000

ウ 占有減価

本件の場合不要。

エ 市場性修正

①目的建物の構造及び建築年等を考慮するとアスベスト等の有害物質を含む建材等が使用されている可能性を否定できないこと、②二世帯向けの間取りとなっており、やや汎用性に欠け、需要が限定されること等を考慮して、市場性修正率を上記の通り乗じた。なお、目的土地の北西側道路の対面に事業所等の建物が存しており、土壌汚染の可能性を完全には否定できない点にご留意いただきたい。

オ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他控除減価(敷金等)

本件の場合不要。

第6 参考価格資料

1 地価公示【堺北－6】

所 在 : 堺市北区百舌鳥梅町3丁20番3
価 格 : 272,000円／㎡
位 置 : 大阪メトロ御堂筋線「なかもず」駅 南西方 約650m(道路距離)
価 格 時 点 : 令和8年1月1日
地 積 : 214㎡
供給処理施設 : 水道, ガス, 下水
接 面 街 路 : 南東5m市道
用 途 指 定 等 : 第2種中高層住居専用地域(建ぺい率60%, 容積率200%), 準
防火地域
地 域 の 概 要 : 一般住宅の中に共同住宅等が見られる住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物件1	13,658,400 円
物件2	1,621,756 円 (課税床面積98.49㎡とされている部分)
物件2	2,402,090 円 (課税床面積48.02㎡とされている部分)

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図(写)
- 3 地積測量図(写)
- 4 建物図面・各階平面図(写)
- 5 間取図(概略)

以 上

物 件 目 録

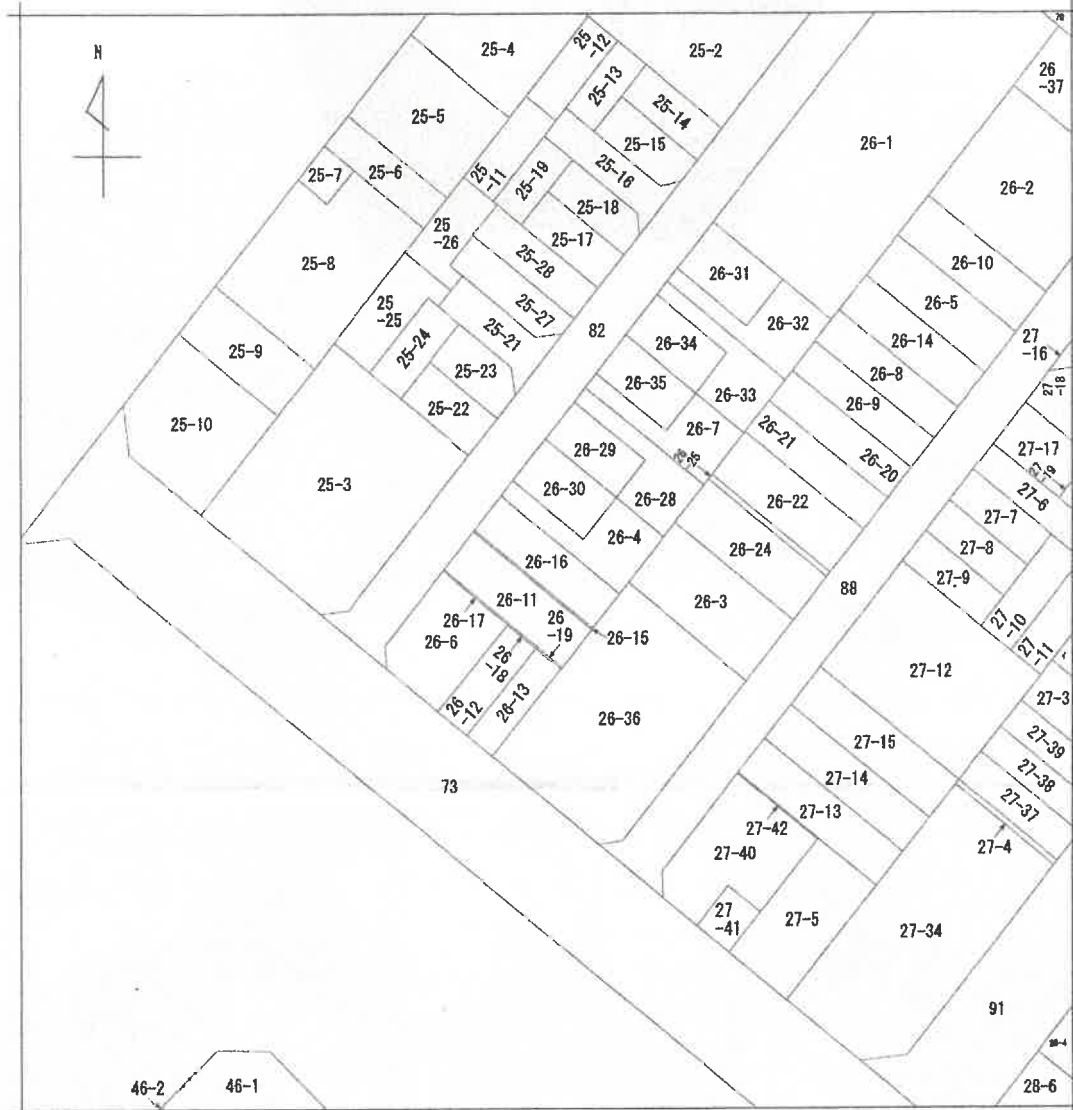
- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 堺市北区百舌鳥梅町三丁 |
| | 地 番 | 26番16 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 94.85平方メートル |
| 2 | 所 在 | 堺市北区百舌鳥梅町三丁26番地16 |
| | 家屋 番号 | 26番16の2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木・鉄筋コンクリート造スレート葺3階建 |
| | 床 面 積 | 1階 48.02平方メートル
2階 49.35平方メートル
3階 49.14平方メートル |



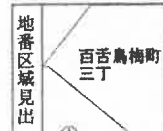
位 置 図



4 27-32



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の簡略を記載した図面です。



A 百舌鳥梅町三丁

請求部	所在	堺市北区百舌鳥梅町三丁				地番	26番16		
出力縮尺	1/500	精度		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	土地区画整理所在図
作成年月日					備付年月日(原図)				
						補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年3月5日

大阪法務局堺支局

請求番号: 17-2

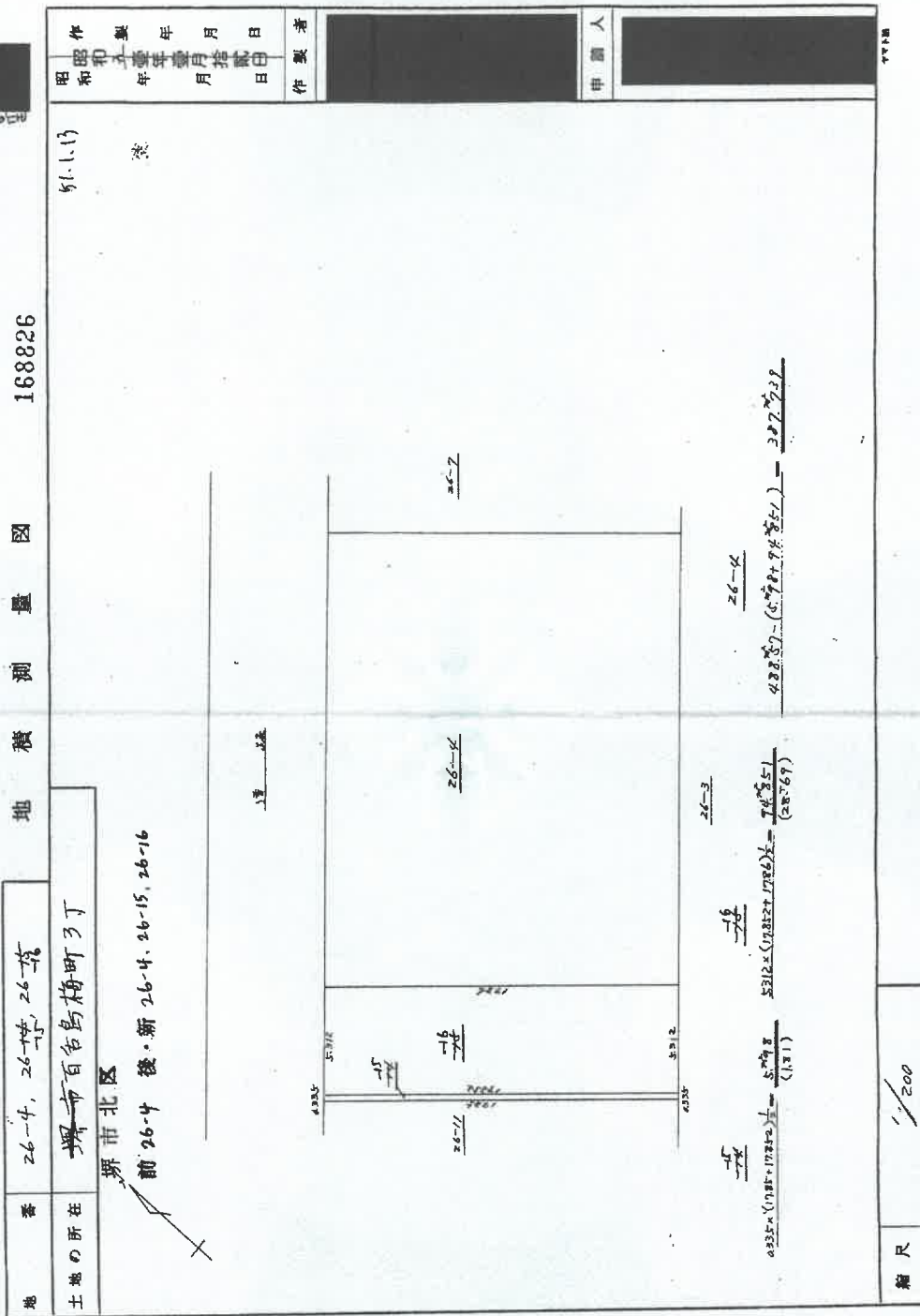
(1/1)

登記官

A4判に縮小

登記年月日：昭和51年1月13日

これは図面に記載されている内容を証明した地図である。
令和元年11月4日 大塚建設測量株式会社



登記官

地図整理番号：M67665

A4判に縮小

登記年月日：平成8年9月17日

これは図面に記載されし内容を確認した書面である。
令和7年11月4日 大阪法務局登記部

登記簿

各階平面図

建物図面

5330253

26-16-2

家屋番号

堺市北区
堺市白鳥地区3丁26番地16

建物の所在

8.9.17



1階
延面積
 $0.45 \times 1.90 = 0.8550$
 $11.23 \times 4.20 = 47.1660$
計 48.0210



床面積 48.02m²

2階
延面積
 $3.52 \times 4.20 = 14.7840$
 $1.55 \times 1.90 = 2.9450$
 $7.43 \times 4.20 = 31.2060$
計 49.3550

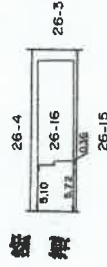


床面積 49.35m²

3階
延面積
 $11.70 \times 4.20 = 49.1400$



床面積 49.14m²



延面積

作製者

土井隆夫

16日作成

縮尺

1/250

中納人

縮尺

1/500

地図管理番号：M67666

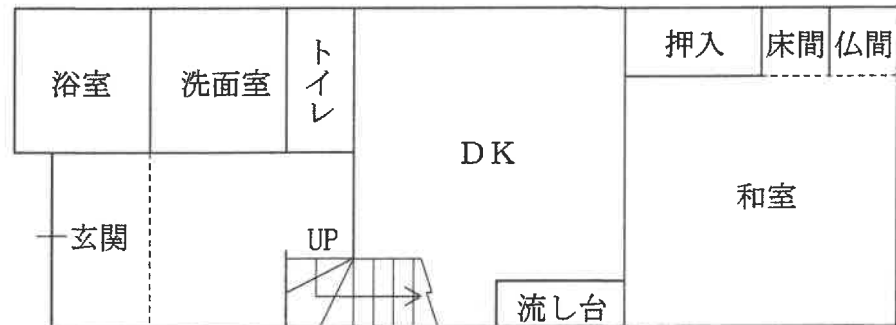
A4判に縮小

間取図（概略）

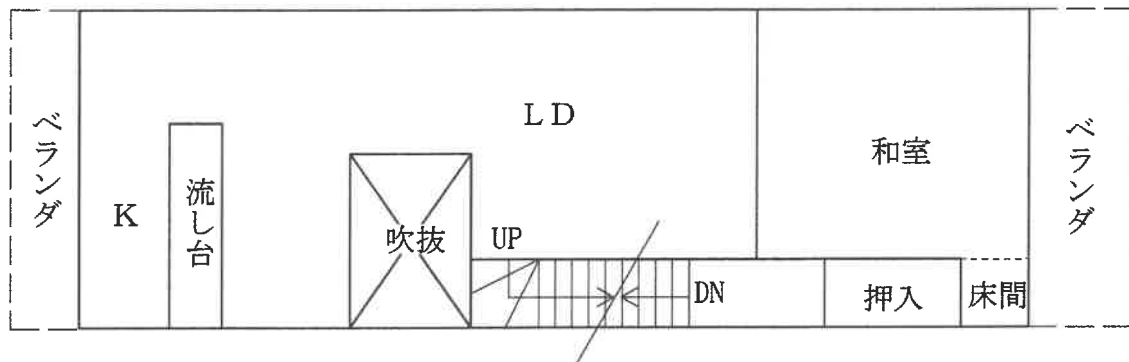
令和7年（ケ）第163号



1 階



2 階



3 階

